KOKENCHAN

成年後見制度利用促進ニュースレター

2026.11.11 発行
Vol. 42

本号掲載内容

1. 社会福祉法の改正について
2. K-ねっとQ&A
3. K-ねっとのご紹介



1 社会福祉法の改正について

令和8年に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号。以下「改正法」といいます。）」では、急速な少子高齢化や人口減少に伴い、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定的な経営基盤の確立に向け、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充等を図るため、関係法律の改正が行われました。この中では、地域において頼れる身寄りがいない高齢者等への支援や、判断能力が不十分な者への権利擁護支援を進めていく観点から、新たな第二種社会福祉事業の創設や、地域権利擁護相談支援センターの法定化等の内容が盛り込まれています。本稿では、これらの改正内容についてご紹介します。

① 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者を対象とする新たな第二種社会福祉事業の創設



現在、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）第２条第３項第１２号においては、第二種社会福祉事業として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う「福祉サービス利用援助事業」が規定されています。同事業は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が、「日常生活自立支援事業」として実施しており、同事業の令和６年度末の実利用者数は約５万6,000人に上っています。

他方で、近年、単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとってこれまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化しています。いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つですが、一定程度の費用が必要となることもあることから、資力が十分にない者も利用できる事業が求められています。また、成年後見制度については、「民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号。以下「民法等改正法」といいます。）」により、利用の必要がなくなった場合には制度利用を終了することが可能となりました。このため、制度利用の終了後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があります。



こうした課題に制度的に対応するため、改正法では、現行の「福祉サービス利用援助事業」を拡充・発展させる形で、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」として、新たな第二種社会福祉事業を創設しました。「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」では、判断能力が不十分な者に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等を事業対象として新たに追加し、また、支援内容についても、日常生活支援を必須の支援内容とした上で、入院・入所等の手続の支援と死後事務支援のいずれか又は双方を行うこととしています。



また、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」は、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額で実施することとしており、無料又は低額で利用する対象者への援助に必要な費用を含めて、利用料収入で運営することを原則としています。また、本事業は、第二種社会福祉事業であることから、事業の経営の主体については制限を設けておらず、社会福祉協議会だけでなく、幅広い主体の参画が期待されます。

なお、本事業の実施者には、第二種社会福祉事業の実施者として事業開始後の都道府県知事に対する届出が義務付けられており、都道府県は、必要に応じた適切な指導監督（事業経営に関する調査や必要に応じた事業制限・停止の命令）を行う必要があります。

新たな第二種社会福祉事業に係る社会福祉法の規定は、法律の公布後２年以内に政令で定める日から施行される予定です。施行に向けて現在、国において、新たな第二種社会福祉事業に関するガイドラインの作成を進めております。本ガイドラインの策定は来年度末となりますが、今年度末の時点で、事業実施の検討に当たって必要性が高い事項を中心にお示しできるようにする予定です。

②地域権利擁護相談支援センターの法定化



第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」といいます。）等に基づき、各市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備が進められており、令和７年４月１日時点で約８割の市町村において整備されています。

中核機関は、

- 地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援を行う者等からの相談を受け、必要に応じて専門的助言を行うとともに、権利利益の擁護に係る支援の適切な利用に係る検討や関係機関との連絡調整を行う
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係機関間の連携体制の整備等を行う（会議の運営等）

という役割を有しています。

一方で、中核機関には法的根拠がなく、その権限の範囲等が曖昧であることや、支援体制のコーディネートを行う前提としての個人情報の共有が困難であることなどが、円滑な支援実施に当たっての課題として指摘されてきました。

また、第二期基本計画及びその中間検証報告書においても、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明確化する必要性が示されていました。

こうした状況を踏まえ、改正法では、市町村が、高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援のため、



- 地域における支援チームの形成支援・自立支援
- 地域における権利擁護支援関係ネットワークの関係機関の協力・連携強化

の事務を実施するよう努めることが新たに規定されました。

その上で、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担い、これらの事務を行うことを目的とする施設として中核機関を法定化し、その名称を「地域権利擁護相談支援センター」（以下「センター」といいます。）と規定しました。なお、これらの市町村の事務は、市町村社会福祉協議会その他の厚生労働省令で定める者に対し委託することができることとされており、委託を受けた者がセンターを設置することも可能です。

さらに、市町村は、関係機関等、センターの職員その他の関係者により構成され、当該事務の効果的な実施に必要な情報の交換や権利擁護支援体制に関する検討を行うための会議を組織することができることが規定されました。当該会議は、関係機関間で必要な情報共有を円滑に行うことができるよう、構成員等に対する守秘義務を規定しています。

また、市町村が上記事務等を行うに当たっては、認知症高齢者や障害者等の見守り支援を行う金融機関、宅配業者等の地域の事業者、消費生活センター等の消費者の利益の擁護及び増進を行う機関との連携も重要です。改正法では、福祉施策と「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策」との連携も明記されています。 権利擁護支援に関する事務の実施に係る市町村の努力義務や、センターの設置に係る社会福祉法の規定は、令和９年４月１日に施行されます。施行に向けては、国においてセンターの運営に当たってのマニュアルの作成を進めており、今年度末にお示しする予定です。



おわりに



今後、改正法や民法等改正法の施行、次期成年後見制度利用促進基本計画の策定が予定されています。

一連の大きな変化を、地域共生社会の実現への足がかりとして機能させるためには、行政や事業実施主体をはじめとする関係機関と地域との連携・協働が不可欠です。引き続き、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 K-ねっとQ&A



Question

市町村長申立てにおいて、住所地と居所地が同一市町村で保険者が異なる場合、申立てを行う市町村の考え方や調整方法について教えてください。

Answer



本人の状態像や生活状況、支援の実態を踏まえ、申立ての必要性を把握している市町村が申立てを行うことを基本とします。

住所地と居所地が同一市町村であっても、例えば、グループホーム等への入居前の市町村が介護保険の保険者である場合など、保険者や支給決定市町村が異なる場合については、住所地のみを基準とするのではなく、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日）で示された申立基準の原則を踏まえて対応することが求められます。

具体的には、本人の生活実態、これまでの支援経過、福祉サービスの利用状況、関係機関との連携状況等を勘案し、関係する市町村間で必要な協議・調整を行い、申立てを行う市町村を判断することが望まれます。

参考
- 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日）https://www.mhlw.go.jp/content/000983170.pdf
  Q&Aについて　https://www.mhlw.go.jp/content/000983191.pdf
- 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和5年5月30日）https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001453080.pdf

3 K-ねっとのご紹介

K-ねっとは、第二期計画に基づいた権利擁護支援体制づくりに向けて、中核機関等のみで解決できない課題に対して、二次的な相談窓口として専門的な助言を行うなどのサポートを行っています。

都道府県や都道府県社会福祉協議会等のアドバイザーのみなさまからの相談も受け付けておりますご活用ください。



権利擁護支援体制全国ネット
Kねっと事務局
（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）
03-3580-1755
受付時間：月曜～金曜 9:30-17:30
k-net@shakyo.or.jp

厚生労働省ホームページ　成年後見制度利用促進

厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています。
●成年後見制度利用促進会議・専門家会議●基本計画・施策の実施状況等●資料・各種手引き等●成年後見制度利用促進ニュースレター●自治体事例紹介●意思決定支援に関するガイドライン等●通知・事務連絡等(令和３年３月以降)